

反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

〒106-0032 港区六本木 3-5-11 TEL: 03-3568-7709 Fax: (03)3586-7448
Email: imadrjc@imadr.org http://www.imadr.org

反差日第 29 号
2004 年 3 月 1 日

男女共同参画会議

女性に対する暴力に関する専門調査会 意見募集係御中

反差別国際運動日本委員会
理事長 武者小路 公秀
事務局長 原 由利子

女性に対する暴力に関する専門調査会報告書

「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策(案)」についての意見：
人身売買に関して

去る 2003 年 7 月 8 日に行われた女性差別撤廃委員会（以下「委員会」）の第 4・5 次日本報告書審査（以下「審査」）において委員が、人身売買の処罰が軽すぎること、被害者支援サービスの欠如を指摘され、それらのことが今後の重要課題となりました。また 8 月に委員会から日本政府に送られた最終コメントでも、そのことに関する懸念と勧告が示されています。（末尾参照）

審査において、政府代表は上述の委員の指摘を受け、政府として「問題の重要性を認識し、実態の把握を始めたところ」として、警察庁からは、「トラフィッキングは深刻かつ重大な問題だと考えている」などの発言がなされました。

以上のことを踏まえ、重大な人権侵害である人身売買について、重要課題として取り組むべく、特に以下の下線部を、報告書案(8 頁目、人身取引の項)に加えて頂きますようお願いいたします。

1. 日本の法制の最大の問題は、報告書案で羅列されている現行国内法に人身売買という行為そのものを定義した上で、一般的にこれを犯罪として禁止する規定がないことです。刑法の略取・誘拐罪などが、ほとんど適用されていないことは検挙数を見れば明らかです。また、売春防止法では売春周旋者やブローカー達に対して、不法労働者の斡旋に対する軽い罰則のみが適用されるにとどまります。雇用主がパスポートを取り上げて債務の担保にする行為は、風俗営業の免許停止等の行政罰のみで、債務奴隷によって被害者の基本的人権を侵害していることが問われず、刑事罰にならないところに問題があります。逆に、不法就労は行政罰だけでなく刑事罰の対象となるため、警察や検察は、性産業に従事する外国人女性を不法移住労働者としてとりしまり、人身売買の被害者としてその人権を護るという意識が薄いのが現状です。従って、ブローカーや売春周旋者を有罪とし、人身売買の被害者の人権と安全を保障ための国内法の制定が急務です。人身売買を禁止する法律を制定し、加害者への適切な処罰、場合によっては刑罰も含む禁止規定を設けることが必要です。（人身売買議定書、第 5 条、最終コメント 28 段落、男女共同参画基本計画、11 の重点目標 7）
2. 人身売買被害者の在留の権利が入管法上にないため、被害者が被害を申告した後、少なくとも加害者への訴追・民事賠償が終わるまで在留を認めるべきです。

3. 人身売買を組織的に監視し、被害者の年齢や出身国を反映する詳細なデータを収集し、包括的な戦略を策定する必要があります。（女性差別撤廃条約の次回報告書にそのデータと取られた方針に関する情報を提供すること。：最終コメント 28 段落）
4. 日本が署名している「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下人身売買選択議定書）を批准する際には、被害者の人権保障を規定した同議定書にそった国内法整備が必要になります。その整備が上記 1 となります。
5. 「HELP」をはじめとした被害者シェルターと連携をとりつつ、それら民間シェルターに対する経済的財政的支援も充実させること。また、婦人一時保護施設で、さまざまな言語を話す人身売買被害者への対応ができ、保護と医療的・心理的・法的サービスを提供できるよう、立法および財政措置をとることが求められます。（日本報告書審査におけるシルヴァ委員の発言。人身売買議定書第 6 条 3 項）

[参考資料]-----

女性差別撤廃委員会から日本政府に送られた最終コメント(抜粋)

* CEDAW/C/2003/II/CRP.3/Add.1/Rev.1 より抜粋。太字は原文通り。翻訳 IMADR-JC

(人身売買)

27. 委員会は、日本政府が、女性と少女の人身売買に関して、その防止や捜査のために、アジア太平洋地域における送り出し国・中継国の法執行当局および出入国管理当局と協力し、努力していることを認識しつつも、問題の範囲・程度に関する情報が不十分であり、現行法のもとでは加害者の処罰が軽過ぎることを懸念する。

28. 委員会は、日本政府が女性と少女の人身売買と闘うためにさらなる努力をすることを勧告する。委員会は、日本政府に対し、この問題に取り組むための包括的な戦略を策定し、加害者に対する適切な処罰を確実にするために、この現象を体系的に監視し、被害者の年齢や出身国を反映する詳細なデータを収集することを求める。委員会は、日本政府に対し、次回のレポートでは、女性と少女の人身売買、ならびにそれに関して取られた措置についての包括的な情報とデータを提供することを求める。